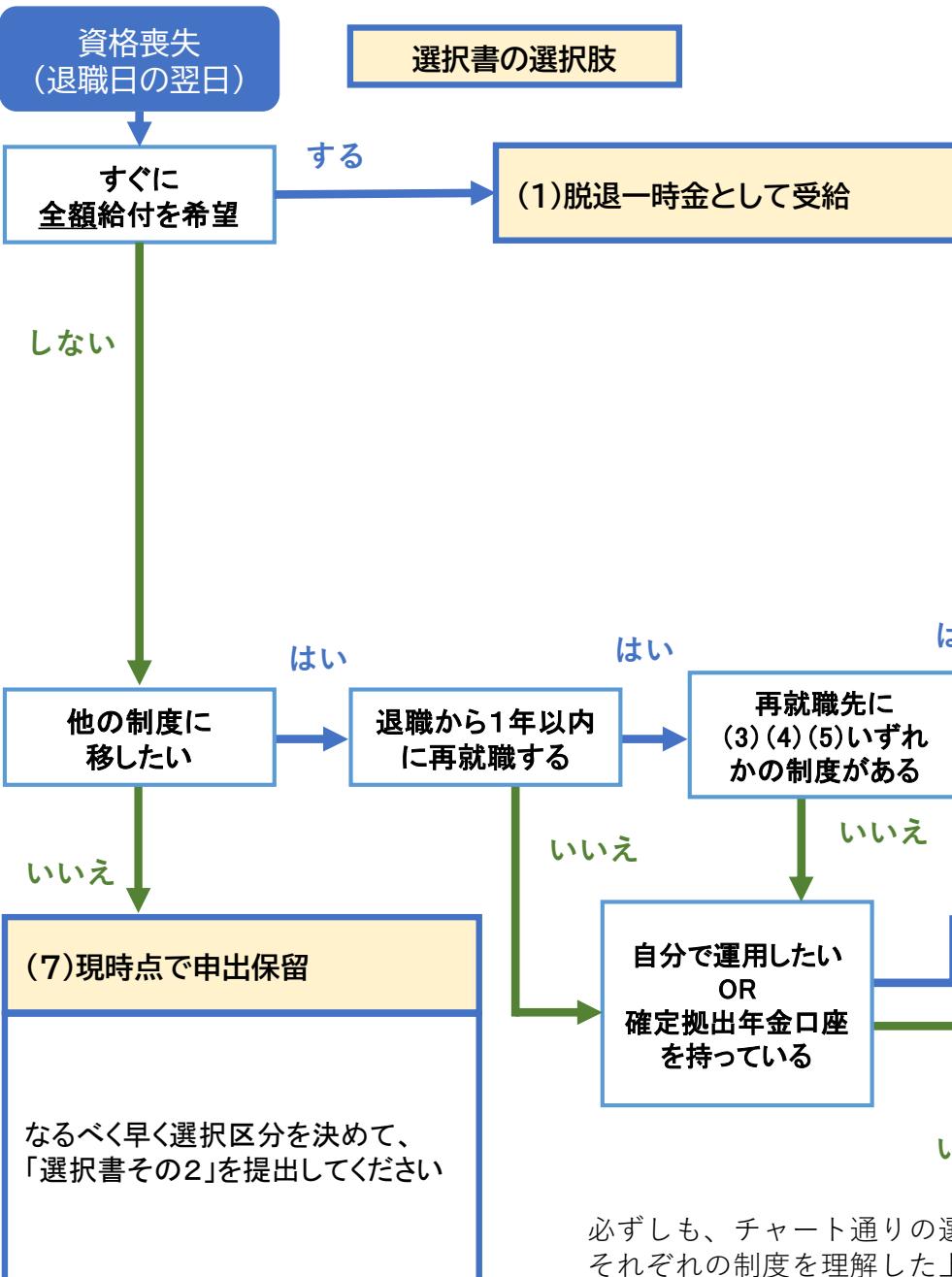


年金ポータビリティ制度 チャート



移換申出期限 (=移換先を含めた手続き終了期限)

(2)(3)(4)(6)	資格喪失から1年を経過する日以前
(5)	資格喪失から1年経過する日以前 再就職先移換制度資格取得から3ヶ月経過する日 いずれか早い日以前

上記期限を過ぎた場合は(1)の選択のみとなります

必ずしも、チャート通りの選択をする必要はありません。あくまで目安としてご使用ください。
それぞれの制度を理解した上で、選択してください。